

資料	No.
第 195 回 神戸市 環境影響評価審査会	5

(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した
産業団地整備事業
環境影響評価事前配慮書
説明会報告書

令和 3 年 9 月
神戸市

1 説明会の概要

1.1 事業者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

事業者の名称：神戸市

事業者の住所：兵庫県神戸市中央区加納町 6-5-1

代表者の氏名：神戸市長 久元 喜造

1.2 対象事業の名称

(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

1.3 説明会の開催概要

(1) 変更前の説明会日程等の概要

以下の内容での説明会開催を予定していたが、開催直前の時期に緊急事態宣言が兵庫県下に発令されたことを受け、開催方法を変更した。

変更後の開催方法は、神戸市環境影響評価等に関する条例第 8 条の 4 第 5 項の規定に基づき、関係地域の住民への説明会資料の配布を行うことにより、説明会開催に代えた。

【日程】

第 1 回：令和 3 年 8 月 20 日（金）14：00～15：00

第 2 回：令和 3 年 8 月 22 日（日）14：00～15：00

【会場名】

第 1 回：押部谷地域福祉センター第一会議室

第 2 回：押部谷地域福祉センター第一会議室

【会場の所在地】

神戸市西区押部谷町西盛字老之本 313

【会場の収容人員】

25 名程度

(2) 説明会資料配布日程

令和 3 年 8 月 27 日（金）

(3) 説明会資料配布した地域

以下の地域のうち、住居を対象に説明会資料を配布した。

- ・ 西区押部谷町木見、木津
- ・ 西区伊川谷町布施畑
- ・ 西区櫛谷町寺谷
- ・ 西区見津が丘
- ・ 北区山田町藍那

(4) 説明会資料配布数

374 部

(5) 周知の方法

神戸市広報誌（令和 3 年 8 月号）に、事前配慮書説明会の開催案内を掲載し、周知した。

また、説明会の変更の案内については、神戸市のホームページ上に掲載するとともに、説明会会場に案内を掲示した。

2 説明会の実施結果

2.1 説明の内容

説明資料「事前配慮書のあらまし」の配布により、説明の実施に代えた。

2.2 質疑応答の内容

説明資料配布に伴い、配布資料に係る問合せを縦覧期間中受け付けた。

その際の質疑応答の内容は、表 1～表 3 に示すとおりである。

表 1 質疑応答の内容 (1/3)

質疑	回答
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none">・西神戸ゴルフ場を産業団地に転用する資料を見たが、周辺は朝夕の通勤車両で渋滞が発生している。・布施畑周辺では、神戸三木線の白川方面から出勤時（7～8 時代）に北へ向かう車両が多い。・布施畑の集落を通る道を抜け道に使われている。朝夕の時間帯だけ車両通行禁止の規制をかけてもらえないか。	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none">・警察署等、関係機関と情報共有するとともに、今後の検討を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none">・小部明石線の木見と福谷東の間に信号が一つもなく、朝夕は渋滞するほど交通量も多いため、なかなか渡れない。新産業団地が出来ればさらに交通量が増えるのではないか。また、子供が渡る際に危ないため、旧寺谷公会堂（現公会堂東側）近傍の櫛谷川を跨ぐ橋の左岸側に信号を設置してほしい。・南側にも歩道を設置してほしい。	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none">・警察署や神戸市西神建設事務所等、関係機関と情報共有するとともに、今後の検討を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none">・バスの増便をしてほしい。また、複合産業団地への通勤等のため、朝早くや夜遅くの便を増やしてほしい。	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none">・神戸市都市局公共交通課等、関係機関と情報共有するとともに、今後の検討を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

表 2 質疑応答の内容 (2/3)

質疑	回答
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業地の近隣の土地所有者である。 ・事業を実施されるにあたり、説明や意見を言う場がなかった。 ・近隣の土地の評価が上がるなどの影響が出ると困る。事業を行うにあたり、近隣の土地所有者への同意が必要ではないか。 ・団地道路が既存道路に接続する具体の図面も出来上がっているように見える。 	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この度の手続きは、事業を実施した場合、周辺の環境にどのような影響があるかを検討するものです。そのため、現時点では事業の実施や具体的な内容は決まっています。これまでも自治会への説明は行っていますが、今後の手続きにおいても、その都度、説明を行わせていただく予定です。
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝夕の通勤時間、木見の交差点と神戸三木バイパス、旧道神戸三木線にて渋滞が発生している。新産業団地が出来ればさらに渋滞が増加するのではないか。 ・旧道神戸三木線をダンプトラックが頻繁に通る。抜け道として使われているので対策を講じてほしい。 ・旧道を通るバスの増便を行ってほしい。木見の交差点付近にバス停を増設してほしい。 	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市局公共交通課等、関係機関と情報共有するとともに、必要な対策を講じてまいります。
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木見川の水を下流の田畑に利用している。濁水防止や防災対策についてしっかりと取り組んでほしい。 	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この度はコロナの影響で説明会が開催できなかったことは理解できるが、内容が難しいので、今後は説明会を実施してほしい。 ・事業計画や状況について、木見会館で説明会を実施してほしい。 	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご要望踏まえ、木見会館での説明会の開催を検討してまいります。

表 3 質疑応答の内容 (3/3)

質疑	回答
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小部明石線の朝夕の渋滞がひどい。 ・P3に公共交通機関の利用促進とあるが、具体的に何を考えているのか。 	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状通勤時間に渋滞が発生していることは認識しており、公共交通を積極的に活用いただけるよう、新団地へのバス路線の引き込み等を検討しています。
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小部明石線の渋滞がひどく、旧道神戸三木線が抜け道として使われる可能性も高まると思う。 ・ハード対策も検討してほしい。 	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。
<p>【電話による質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神鉄藍那駅前（小部明石線）の朝夕の渋滞がひどく、コンテナやトラックが多く揺れもある。 ・新しく産業団地が出来れば、さらに渋滞するのではないか。十分な対策を講じてほしい。 	<p>【電話による回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署等、関係機関と情報共有するとともに、今後の検討を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

【添付資料】

・資料1 配布資料：事前配慮書の説明会の変更について

令和3年8月吉日
神戸市都市局

地域の皆様へ

「(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業」に係る
環境影響評価事前配慮書の説明会の変更について

平素は、神戸市の事業に格別のご高配を承り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の緊急事態宣言の発令を受け、「(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」に関する説明会を下記の通り変更することとなりましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

資料(別添)の配布を行い、当該説明会の開催に代えます。

※説明会は、環境アセスメントの条例に基づき、配慮書の縦覧開始から30日以内(8月2日～8月31日)に開催する必要があり、この度の緊急事態措置期間(8月20日～9月12日)を考慮し、説明会を変更するものです。

2. 資料(別添)

環境影響評価事前配慮書のあらまし(A3 1枚、A4 1枚)

3. その他

別途、新型コロナウイルスの感染状況に応じて説明会を行います。

(ご意見・ご質問について)

9月15日までに以下の問い合わせ先までお寄せください。

頂いたご意見につきましては、後日、神戸市ホームページにて、神戸市の考え方を公表いたします。

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル9F

都市局内陸・臨海計画課 TEL: 078-595-6785 FAX: 078-595-6812

電子メールアドレス: shintoshi_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価事前配慮書のあらまし — 神戸市 —

1. 事業の目的

● これまでの産業団地の整備の経緯

神戸市は、1868年の神戸開港から近代的港湾都市へと歩みだし、良好な社会的・自然的条件に恵まれた国際港湾都市として発展してきました。海と六甲山系に挟まれた東西にのびる既成市街地に人口と産業の大部分が集中していたため、1960年代の高度経済成長期を契機に、臨海部と内陸部で計画的・効率的に住宅・産業団地の供給を進めてきました。

内陸部では、住宅・産業需要に応えるため、住宅団地のほか、神戸流通センターやハイテックパーク、サイエンスパーク、西神インダストリアルパーク、神戸テクノ・ロジスティックパークといった産業団地を整備し、産業基盤の強化と市内経済の活性化をめざして取り組みを進めてきました。

● 産業用地の需要動向

近年、本市の産業団地の分譲は堅調に推移しており、物流施設用地は完売し、製造工場用地も残り少なくなっています。一方で、コロナ禍においても投資を希望する物流事業者や、工場等の建替え時期を迎えた製造事業者からの引き合いが続いており、将来的な用地需要が見込まれる状況にあります。

● 西神戸ゴルフ場の立地適正

① **基本計画等における位置付け**：神戸市第5次基本計画及び都市計画マスタープランにおいて、産業集積を促進する「内陸新産業エリア」内に位置しています。

② **周辺産業団地との連携による相乗効果**：事業実施区域は、市街地中心部から西北西に約12km、西神ニュータウンより東へ約4kmに位置し、神戸電鉄粟生線木津駅に隣接する神戸テクノ・ロジスティックパークに隣接しており、周辺産業団地との連携による用地活用の相乗効果が期待できます。

③ **交通利便性**：神戸西インターチェンジに近接し、神戸淡路鳴門自動車道や山陽自動車道等の広域幹線ネットワークを経て、全国に広がる広域幹線網に直結した立地特性を有しています。

④ **既存インフラの転活用による環境負荷の低減及び迅速な産業用地の供給**：敷地の大半が市有地であり、一定規模のまとまった用地（約100ha）が確保できます。また、ゴルフ場として一定開発が既に行われていることから、新たに山林を広く切り開くといった造成開発を行う必要はなく、環境負荷の低減が図られるとともに、工期短縮により迅速な用地供給が可能です。

以上のことから、今後の需要に対応し迅速に産業用地を供給するため、西神戸ゴルフ場を新たな産業団地として転活用する方向で検討を進めるものです。

2. 事業計画の概要

事業者	神戸市
対象事業の名称	（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業
事業の種類	工業団地及び流通業務団地の造成
事業の規模	全体面積：約100ha
事業実施区域の位置	兵庫県神戸市西区押部谷町木見

3. 事業実施区域



4. 事業実施区域及びその周囲の概況

既存資料をもとに把握した、事業実施区域及びその周囲の概況は、以下のとおりです。

自然的状況	地象	事業実施区域の大部分は、丘陵地上の人工改変地で、「砂岩・凝灰岩・礫岩および泥岩」となっています。
	水象	事業実施区域は、明石川水系の木見川流域に位置します。
	植物	事業実施区域はゴルフ場であり、その周囲には「アベマキーコナラ群集」が広く分布し、「モチツツジーアカマツ群集」や「シイ・カシ二次林」がモザイク状に分布しています。重要な植物は、アオホラゴケやヒツジグサ等53種の生育情報が得られています。
	動物	重要な動物は、ヒミズやニホンリス等6種の哺乳類、ヤマドリやオンドリ等26種の鳥類、ニホンイシガメやタカチホヘビ等6種の爬虫類、セトウチサンショウウオやアカハライモリ等6種の両生類、ギンブナやオオシマドジョウ等6種の魚類、オオイトトンボやヒメカマキリ等36種の昆虫類、オオタニシやモノアラガイ等20種の底生動物の生息情報が得られています。
	人と自然との触れ合い活動の場、景観	ハイキングコース（「太陽と緑の道」等）や景観資源（「仏谷洞窟」や「あいな里山公園」等）が存在しています。
	文化環境	「木津の六地藏磨崖仏」や「高畑城跡」、「仏谷洞窟」が存在しています。
社会的状況	交通	神戸三木線（見津が丘4丁目）の24時間交通量（推定）は、約17,000台となっています。
	環境の保全についての配慮が特に必要な施設	事業実施区域の近傍に、学校や病院等の施設は存在していません。
	自然環境関係法令による指定状況	事業実施区域は、「人と自然との共生ゾーン」に指定されています。
環境の概況	防災関係法令による指定状況	事業実施区域の一部は、「砂防指定地」及び「宅地造成工事規制区域」に指定されています。
	大気質	一般環境大気測定局（西神、南五葉、白川台）における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、環境基準を達成しています。
	騒音	神戸三木線（旧道）の押部谷町木見～押部谷町木津における自動車騒音は、環境基準を達成しています。
	水質	木見川の水質（生活環境項目）は、明石川に指定されている環境基準値と比較した場合、すべて基準値を下回っています。

5. 主な事前配慮の内容

1. 基本的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう配慮します。 ● 事業実施区域内に調整池を配置し、下流域への影響の低減に努めます。 ● 事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、周辺の自然環境及び文化環境との調和に努めます。 ● 事業実施区域は既存のゴルフ場を活用しており、現況地形を考慮した造成計画を検討し、土工量のバランスに配慮することにより改変面積の最小化に努めます。
2. 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施区域内で保全すべき希少種等が確認された場合には、実行可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響の回避・低減に努めます。事業計画、影響の回避・低減が困難な場合には、必要に応じて個体の移設・移植等の代償措置を行います。 ● 事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全に努めます。 ● 施設配置を工夫することにより、樹木等の伐採を最小化するよう努めます。植樹する場合には、既存樹木の活用に努めます。 ● 事業実施区域の自然地(樹林地)については、適切な管理を行い、良好な自然環境の維持に努めます。 ● 事業実施区域内において植生工や植栽工などの緑化を行う場合には、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮して植栽樹種の選定を行います。 ● 事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めます。 ● 事業実施区域内において緑地や水辺を整備する場合には、現存する植生や自然素材等の利用により、生物生息環境の形成に努めます。
3. 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事の実施に伴う大気汚染物質や水質汚濁物質の発生については、工事の平準化や排出ガス対策型建設機械の採用、工事関係車両・施設関係車両のアイドリングストップ、散水、仮設沈砂池等の設置等の配慮により、発生負荷量の抑制に努めます。 ● 工事の実施に伴う騒音・振動の発生については、工事の平準化や工事時間帯の遵守、騒音・振動対策工法の採用、低騒音型・低振動型建設機械の採用等の配慮により、周辺の居住環境等への影響の低減に努めます。 ● 公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めます。 ● 工事の実施に伴って発生する伐採木やコンクリート廃材、アスファルト廃材については、可能な限り資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、建設副産物(建設発生土等)の排出量の抑制に努めます。
4. 快適環境の保全・創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施区域の自然地(樹林地)を可能な限り保存することにより、周辺景観との調和に努めます。 ● 事業実施区域内における沿道景観の整備やオープンスペースの適正配置に努めます。 ● 事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源(仏谷洞窟)について適正に保全します。 ● オープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用することにより、生きものの生息環境への配慮に努めます。
5. 地球環境保全への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンエネルギーの活用に努めます。 ● 工事の実施に伴って発生する伐採木やコンクリート廃材、アスファルト廃材については、可能な限り資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、省資源・循環型システムの形成に努めます。 ● 工事にあたっては、可能な限り再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努めます。 ● 二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めます。

6. 環境配慮上の重点事項

- ① **建設機械及び工法の選定**：工事の実施にあたっては、可能な限り排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械を採用するとともに、騒音や振動等の影響を低減するための工法を選定します。
- ② **動植物の生息・生育環境の保全**：事業実施区域内で重要な動植物が確認された場合には、可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響の回避・低減に努めます。
事業計画、影響が避けられない区域で重要な動植物が確認された場合には、必要に応じて事業実施区域内の生息・生育適地への個体の移設・移植等の代償措置を行うこととします。
- ③ **濁水の防止**：工事工程及び仮設沈砂池等の工夫により、工事区域からの濁水による河川やため池の水質への影響の回避・低減を図ります。

7. 複数案の比較検討

事業計画は、ゴルフ場整備時に造成を行った範囲（コース部等）を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す方針としています。

表2に示す計画案の第1案と第2案について、表1に示す事前配慮段階で予測・評価を行う必要があると考えられる項目（○印）を対象として、概略的な予測・評価を行い比較しました。



表1. 環境影響評価項目

環境影響要因	環境要素の区分	大気質		騒音・低周波音	振動	悪臭	水質	植物	動物	生態系	人と自然との触れ合い活動の場	景観	文化環境	廃棄物等	地球温暖化
		浮遊粒子状物質	二酸化窒素・粉じん												
工事中	樹木の伐採							▲	▲	▲				▲	
	土工事・建設工事等	▲	▲	▲	▲		○	○	○	▲			▲	▲	
	工事関係車両の走行	▲		▲	▲										
完成後	施設が存在							▲	▲	▲	▲	▲			
	施設の稼働	▲		▲	▲	▲	▲							▲	▲
	施設関係車両等の走行	▲		○	▲										

○：事前配慮段階で予測・評価を実施する項目

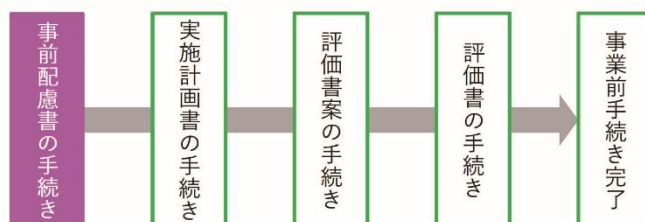
▲：事前配慮段階後に行う環境影響評価段階で調査、予測及び評価が必要と考えられる項目

表2. 事前配慮段階での環境影響評価項目に関する予測及び評価の結果

	第1案	第2案
計画案	<p>神戸三木線（バイパス）と接続する。</p>  <p>ゴルフ場のコース部等を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。</p>	<p>神戸三木線（バイパス）及び神戸三木線（旧道）と接続する。</p>  <p>ゴルフ場のコース部等を概ねの産業用地とし、自然地を現況と同程度残す。</p>
予測と評価		<p>騒音</p> <p>バイパス及び旧道と接続する第2案に比べ、バイパスと接続する第1案の方が、住居における騒音レベルが小さくなると予測されます。 バイパスにのみ接続する第1案が、第2案に比べて騒音の影響を抑制できると評価されます。</p> <p>水質 植物 動物</p> <p>第2案はバイパスに加えて旧道にも接続する計画であることから、第1案の方が造成区域の面積がやや小さくなります。 影響の程度に大きな差はないと考えられますが、造成区域の面積が小さい第1案が、第2案に比べて水質、植物及び動物への影響を抑制できると評価されます。</p>

参 考

環境影響評価手続きの流れ



環境影響評価：開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

事前配慮書：事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめたもの。

実施計画書：環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかという計画を示したもの。

評価書案：調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの。

評価書：評価書案で示した環境影響評価の結果に対する意見を勘案し、必要に応じて評価書案の内容を修正したもの。

事前配慮書の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
神戸市 環境局 環境都市課	令和3年8月 2日(月)～ 令和3年9月15日(水)	午前9時～午後5時	土曜日、日曜日及び 祝日を除く
西区役所 まちづくり課			
西区役所 押部谷出張所			
北区役所 まちづくり課			

神戸市ホームページでもご覧になることができます。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/kankyohozen/assessment/kankyoassessment.html>)

説明会の実施

説明会の会場	説明会の日時
押部谷地域福祉センター 第一会議室 (神戸市西区押部谷町西盛字老之本313)	令和3年8月20日(金) 午後2時～午後3時
	令和3年8月22日(日) 午後2時～午後3時

事前配慮書に関するお問い合わせ先

神戸市 都市局 内陸・臨海計画課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル9階

TEL:078-595-6785 FAX:078-595-6812

・資料3 説明会広報資料(神戸市広報誌 令和3年8月号)

2021年(令和3年)8月号

神戸市広報誌 **KOBE**

全市版 | 11

あなたのご意見をお寄せください

市は政策や規則等を定める過程で、皆さんのご意見を募集しています。

用途地域等の見直し方針等
上記についての意見募集は9月30日(木)必着。用途地域等の見直し提案の募集は4年3月31日(木)必着
【問】都市計画課
(☎595-6701 ☎595-6802)

神戸市都市景観条例の全部改正(案)
景観計画区域を拡大することなどに伴う上記について
【期間】8月10日(火)～9月8日(水)消印有効
【問】景観政策課
(☎595-6724 ☎595-6805)

神戸市景観計画(見直し案)
景観法に基づく景観計画区域を拡大するなど、景観計画を全面的に見直し上記について
【期間】8月10日(火)～9月8日(水)消印有効
【問】景観政策課
(☎595-6724 ☎595-6805)

新神戸駅前広場再整備の進め方(案)
上記について
【期間】7月13日(火)～8月12日(木)消印有効
【問】市総合コールセンター
最新の情報は市ホームページで
神戸市 意見募集 | 検索

エイズ・性感染症無料検査
・健康ライフプラザ3階。【エイズ・梅毒】9月9日(木)14:30～16:00。予約不要
・センタープラザ西館6階。【エイズ・梅毒・クラミジア】水曜18:00～20:00。予約不要。
【エイズ(即日)】9月11日(土)、要予約
【申し込み】検査日の1カ月前～先着順
【問】市保健所
(☎322-6789 ☎322-6763)

高齢者用民間賃貸住宅空き家待ち登録
9月から1年間登録。所得に応じて家賃補助あり。申し込み資格等詳細は区役所等で配布の案内書参照。案内書添付の申込書で申し込みを
【申し込み】8月2日(月)～16日(月)消印有効
【問】市総合コールセンター

オレンジ・パープルリボンの作製
11月の児童虐待・DV防止キャンペーンで活用するリボンの作製にご協力ください。材料は郵送します。申し込みは先着順
【問】家庭支援課
(☎322-0249 ☎322-6119)

外国人等障害者特別給付金
1981年(昭和56年)12月31日以前に20歳以上で障がいのある外国人等、制度的な理由で障害基礎年金を受給できない人へ支給。要件有り
【問】障害福祉課
(☎322-6579 ☎322-6044)

成人お祝いの会開催と新成人代表スタッフの募集
ノエビアスタジアム神戸で4年1月10日(月・祝)開催。対象者は平成13年4月2日～14年4月1日生まれの市内在住者。スタッフの対象者も同様
【問】市事業・イベント案内センター

自衛隊からのお知らせ
隊員を募集。採用年齢は32才まで
【問】☎ ☎322-8026

病児保育施設(灘区)の新規開設
5月17日、灘区畑原通に「病児保育室べんきんはうす」を新規開設しました
【問】市総合コールセンター

神戸国際フルーツコンクール(第1次審査)
8月26日(木)～9月5日(日)、世界各地から集まる「第10回神戸国際フルーツコンクール」出場者の演奏を公式ホームページからオンラインで配信
【問】市民文化振興財団
(☎351-3397 ☎351-3121)

飲食店キャッシュレスポイント還元事業
8月18日(水)10:00～17:00、三宮ビル東館2階にキャッシュレス決済(PayPay)の説明ブースを設置
【問】説明ブース担当窓口
(☎080-4347-3517 ☎984-0345)

市アセス条例に基づく縦覧
東岡場地区プロジェクト、神戸発電所3・4号機設置計画に係る事後調査報告書の縦覧
【期間】8月3日(火)～16日(月)
【問】環境都市課
(☎595-6217 ☎595-6254)

市アセス条例に基づく縦覧等
(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る事前配慮書の厚しの縦覧及び意見の受付
【期間】8月2日(月)～9月15日(水)必着
【問】環境都市課
(☎595-6217 ☎595-6254)

市アセス条例に基づく説明会の開催
(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書の説明会。8月20日(金)・22日(日)14:00～15:00、押部谷地域福祉センターで開催。詳細は市ホームページで
【問】市総合コールセンター

市民税・県民税納期(第2期)
納期限は8月31日(火)です
【問】市総合コールセンター

神戸の里山の魅力を体感できるファミリーイベント
北区里山地域で9月18日(土)～20日(月・祝)に開催。対象は小学1～3年生と保護者。詳細はダヴィンチマスターズのホームページで随時更新
【問】ダヴィンチマスターズ
(☎03-6721-1588 ☎03-6721-1589)

福祉駐車券の更新について
交付対象となる方に、8月下旬頃「新福祉駐車券」を郵送。更新手続きは不要。住所変更等があった際は、申請してください
【問】市総合コールセンター

本紙7月号2面の訂正とお詫び
ワクチンの有効性について、正しくは「発症」の予防に有効であるところを「感染」の予防に有効と、誤って掲載しておりました。お詫び申し上げます。詳細は市ホームページで

各種相談

救急相談ダイヤル
☎7119(☎331-7119)
【日時】24時間年中無休

無料消費生活相談
(電話・面談)
☎188 ☎351-5556
【日時】月～金曜(祝日休)9:00～17:00(面談は～16:30)

神戸里山暮らし相談会
【日時】08月18日・25日・9月1日(水)11:00～13:00 08月15日・29日(日)13:00～17:00
【場所】①淡河宿本陣跡(北区淡河町淡河) ②神戸ワイナリー
【料金】無料
【問】市事業・イベント案内センター

子どもの人権110番電話相談
☎0120-007-110
【期間】8月27日(金)～9月2日(木)8:30～19:00(8月28日(土)・29日(日)は10:00～17:00)

女性のためのDV相談室
☎382-0037
【日時】9:00～17:00

すまいるネットの講座
【料金】①200円②無料
【申し込み】☎か☎ですまいるネットまたは④で。①は8月9日(月・休)、②は8月31日(火)必着。抽選
①クイズや工作で学ぶ!家の中の生物(ムシ)ワールド探検
【対象】小学生と保護者
【日時】8月21日(土)14:00～
②家は暮らしを決める!
～すまい選びとお金のハナシ
【日時】9月11日(土)14:00～
【問】☎647-9911 ☎647-9912

婦人会館あじさい講座
【申し込み】☎か☎で。先着順
①心つながるママとベビーのヨガ
【対象】2カ月～1歳ごろの子と母親
【日時】8月23日(月)10:00～
【料金】1,500円
②かわいらしい生地を使っておしゃれな袋物づくり
【日時】8月27日(金)13:30～
【料金】有料
【問】☎351-0861 ☎351-0862

神戸市事業・イベント案内センター ナビダイヤル (0570) 083-330
(年中無休 8:00～21:00) ※申し込みは9:00～ TEL (078) 333-3372 FAX (078) 333-3314

申し込み概要 は10面へ

・資料4 説明会の変更（記者発表資料）

神戸市：「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」説明会の変更



現在位置 [ホーム](#) > [市政情報](#) > [記者発表資料](#) > [記者発表2021年8月](#) > 「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」説明会の変更

更新日：2021年8月18日

「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」説明会の変更

記者資料提供（令和3年8月18日）

緊急事態宣言の決定を踏まえ、「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」に関する説明会を以下の通り変更することとなりましたので、お知らせいたします。

1.変更内容

説明会資料の配布を行い、当該説明会の開催に代えます。

※説明会は、環境アセスメントの条例に基づき、配慮書の縦覧開始から30日以内（8月2日～8月31日）に開催する必要があるため、この度の緊急事態措置期間（8月20日～9月12日）を考慮し、説明会を変更するものです。

2.配布資料

[環境影響評価事前配慮書のあらまし（PDF：2.003KB）](#)

3.資料配布先

・西区押部谷町木見、木津

<https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/690846183194.html>[2021/08/19 10:01:28]

神戸市：「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」説明会の変更

- ・西区伊川谷町布施畑
- ・西区櫛谷町寺谷
- ・西区見津が丘
- ・北区山田町藍那

4.資料閲覧場所

(1) 場所

- ・神戸市環境局環境都市課
- ・西区役所まちづくり課
- ・西区役所押部谷出張所
- ・北区役所まちづくり課

(2) 期間

令和3年8月20日（金曜日）～令和3年9月15日（水曜日）

(3) 時間

午前9時～午後5時

(4) 備考

土曜日、日曜日及び祝日を除く

5.ご意見・ご質問について

9月15日までに以下の問い合わせ先までお寄せください。
頂いたご意見につきましては、後日、神戸市ホームページにて、神戸市の考え方を公表いたします。

[問い合わせ先]

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル9F
都市局内陸・臨海計画課 TEL：078-595-6785 FAX：078-595-6812
電子メールアドレス：shintoshi_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

6.その他

別途、新型コロナウイルスの感染状況に応じて説明会を行います。

お問い合わせ先

市政、くらし、各種申請手続でわからないことは[神戸市総合コールセンター](#)にお電話ください
電話 078-333-3330 Fax 078-333-3314

このページの作成者

神戸市：「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」説明会の変更

都市局内陸・臨海計画課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル9階

[このページの内容についてメールで問い合わせする](#)

[ページの上へ](#)

- [サイトマップ](#)
- [神戸市ホームページのご利用案内](#)
- [プライバシーポリシー](#)
- [神戸市役所本庁舎のご案内](#)

Copyright © City of Kobe. All rights reserved.